

お客さま 各位

北見信用金庫

電子交換所による決済開始に伴う代金取立にかかる変更について

いつも 北見信用金庫 をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2022（令和 4）年 11 月 4 日（金）からの電子交換所による交換決済開始に伴い、手形・小切手等の代金取立にかかる「手数料」および「払戻可能日時」について、下記のとおり変更いたしますので、事前にご確認いただきたくご案内いたします。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、9月14日付で、内容を一部修正（補足）しておりますので、今一度ご確認ください。

記

1. 代金取立にかかる手数料の変更

変更日：2022（令和 4）年 11 月 2 日（水）

- ・代金取立・割引手形の取立手数料は同日の依頼・申込（受付）分から
- ・依頼返却手数料は同日の依頼（受付）分から
- ・不渡手形・小切手返却手数料は同日の受領分から

【 変更後の手数料（税込み） 】

代金取立手数料 （一通につき）	支払場所		同一店	当金庫 本支店	他 行
	取立種類等				
電子 交換	小切手		無 料	660円	
	手 形		660円		
	郵送取立 （預金等）		—	1,320円	
	店頭呈示		—		2,200円 <small>（取立費用が手数料を超える場合は実費）</small>
依頼返却手数料			1,320円		
不渡手形・小切手返却手数料			1,320円		

※「手形・小切手」は、原則として電子交換所による取立となります

※「小切手」には、ゆうちょ銀行の「定額小為替証書」等を含みます

※ 電子交換所に参加していない金融機関の手形・小切手は「郵送取立」となります

※「店頭呈示」は、受託金融機関が遠隔地の店舗に出向き、店頭で取立するものです

2. 小切手の取扱い変更

変更日：2022（令和4）年11月2日（水）

- ・同日以降に入金する「小切手」が変更対象です

①. 取立方法の変更

- ・支払場所が同一店以外の小切手の代金取立は、原則すべて預金口座等への入金となります

【 取立方法の変更内容 】

種 類	変更前	変更後
同一手形交換所内または同地の 当金庫本支店の小切手 他行の小切手	預金口座への入金 (取立手数料・無料)	預金口座への入金 (取立手数料・660円)
同一手形交換所以外の小切手	代金取立依頼書による代金取立 (取立手数料・有料)	

※ 手形の代金取立は、今までと同様に「代金取立依頼書」による取立となります

②. 払戻可能日時の変更

- ・支払場所が入金口座と同一店の「小切手」は変更対象外です（即日払戻可能）

【 払戻可能日時の変更内容 】

入 金 日	変更前	変更後
受付日当日	入金日の2営業日後の 営業時間中 (9:00~15:00)	入金日の2営業日後 15:30頃 (月末営業日は16:30頃) ※ 時刻は多少前後する場合があります

※ 払戻可能時刻が営業時間終了後となりますので、店頭での払戻は入金日の3営業日後からとなります

※ 手形の代金取立金の払戻可能日時に変更はありません

3. 手形・小切手の電子化へのお願い

政府の閣議決定により、手形・小切手の全面的な電子化がすすめられ、当金庫においても「2026（令和8）年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標として掲げております。また、産業界においても同様の取組みが政府より要請されています。

つきましては、手形・小切手に代わる決済方法として、「電子記録債権（でんさい）サービス」「インターネットバンキングサービス」等の「電子決済サービス」のご利用をお願いしております。

電子決済サービスは、次のようなメリットがありますので、お早めのご利用（切替え）をおすすめいたします。詳しくはお取引店にご相談ください。

【 電子決済サービスのメリット 】

電子サービス決済名称	特徴・メリット等
電子記録債権（でんさい）サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・手形の代替えとなるサービスです ・支払期日に資金を利用することができます ・手形と異なり「印紙税」は課税されません ・手形用紙代・郵送料は必要ありません
インターネットバンキングサービス (WEB-FB/WEBバンキング)	<ul style="list-style-type: none"> ・小切手の代替えとなるサービスです ・来店不要でお振込ができます ・振込手数料が窓口に比べお得です ・小切手用紙代・郵送料は必要ありません

以上